

お客さま各位

海外引越は様々な手段で輸送される為、途中での不測の事故にあうリスクがあります。
大切な財産が、もしもの事故にあっても損失を最小限にするために保険をかけることが必要です。
お客さまの所属される会社にて保険を付保される場合はこの保険に加入できませんのでご注意ください。
また、保険の内容は必ずご家族で共有していただきます様、宜しくお願いします。

引越荷物の外航貨物海上保険 加入依頼票

ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部 殿

「外航貨物海上保険の説明(被保険者用)」を受け取るとともに加入内容が意向に沿ったものであることを確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ、下記記載内容に基づき、貴社が保険会社との間で締結している外航貨物海上保険契約に加入します。

加入依頼日	年 月 日
加入者署名	
引取先の住所	〒 ー

記

1. 発送予定日 : 年 月 日
2. 保険の目的 : Personal Effects
3. 保険条件 : Institute Cargo Clauses (A) or (Air) (協会貨物約款(A) or (Air))
Institute War Clauses (Cargo) (協会戦争約款)
Institute Strikes Clauses (Cargo) (協会ストライキ約款)
Special Clause for Personal Effects (引越荷物特別約款)
* 約款名称は、引受保険会社により異なります。
* その他保険条件は「外航貨物海上保険の説明(被保険者用)」
をご参照ください。
4. 保険価額 : 発送時点・発送地での価額(時価額)となります。
5. 保険金額 : Packing List 記載の合計金額*
6. 保険料 : 保険料は、5. 保険金額に所定の保険料率を乗じて、算出されます。
詳しくは、ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部 海外生活
支援サービス課代理店までお問い合わせください。

※印の項目は、危険に関する特に重要な事項であり、ご記入内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご記入ください。

社内使用欄	事業所名 _____
	担当者名 _____ 印
	事業所長名 _____ 印

* 保存年限 : 加入依頼日より7年間

外航貨物海上保険の説明(被保険者用)

2021年度版

本書面は、ご加入に際してご確認いただきたい事項や、被保険者(補償の対象となる方)にとって不利益になる事項等、引越貨物にかかわる外航貨物海上保険をご加入いただくにあたっての重要な事項についてのご説明(重要事項等説明書)となりますので、**ご加入前に必ずお読みください**。ご加入いただく際には、加入依頼票等に記載の内容がお客様の意向に沿っていることをご確認ください。ご契約の内容は、協会貨物約款(Institute Cargo Clauses)・特別約款・特約条項(以下、特別約款・特約条項を特約と記載します。)によって定まります。本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはご遠慮なくヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部・海外生活支援サービス課代理店までお問い合わせください。
* 加入依頼票等への記名・押印(または署名)はこの書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただくようお願いいたします。この書面はご加入される外航貨物海上保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は協会貨物約款・特約条項をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

■運送人の責任と外航貨物海上保険

国際間を輸送中の貨物に事故が発生した際には、運送人が運送契約の範囲内で賠償に応じますが、運送契約上賠償責任を負わない場合があります。

【運送人が責任を負わない損害の例】

- ・運送品の固有の瑕疵または性質による損害
- ・戦争による損害

* 上記以外にも運送人が責任を負わない損害の例がありますので、ご注意ください。

【運送人の責任限度額について】

～海上輸送の場合～

責任限度額(1梱包もしくは1単位あたり666.67SDR^(注)または総重量×2SDR^(注)/kgのいずれか高い額)を超える損害

～航空輸送の場合～

責任限度額(航空運送状に記載された荷送人の申告価額損害を受けた貨物1kgあたり22SDR^(注))を超える損害(ただし、荷送人が申告価額の申告をしなかった場合)

(注)SDRとは国際通貨基金(IMF)における特別引出権(Special Drawing Right)のことで、主要通貨を加平均することにより価値が決められています。(2021年1月現在1SDR=約150円)

外航貨物海上保険にご加入いただければ、運送人が賠償責任を負わない事故による損害や責任限度額を超える損害が発生した場合でも、ICCおよび特約で定めた補償内容に基づき、設定された保険金額の範囲内で補償を受けることができます。

加入保険料はお客様負担であり、この保険に加入するかどうかはお客様の任意です。お客様のご希望に沿う場合は、この書面のご案内をもとにご検討いただきますようお願いいたします。

また、この書面でご案内している内容以外での加入をご希望の場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■商品の仕組み

この保険は、被保険者ご自身の引越貨物に対して、被保険者ご自身が保険料相当額をご負担していただく任意加入の保険です。運送業者であるヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部と引受保険会社の間において、ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部が保険契約者となり、被保険者から保険加入の依頼を受けた引越貨物を補償の対象とする外航貨物海上保険の包括契約が締結されております。保険加入の依頼を行った被保険者は保険契約上の権利を有し、保険事故発生の場合には引受保険会社に対して直接保険金請求を行うことができます。本保険内容以外でのご加入を希望される場合は、ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部・海外生活支援サービス課代理店までお問い合わせください。

■英文保険証券(適用約款および準拠法)

外航貨物海上保険は、特段の約定のないかぎり、英文保険証券に協会貨物約款(Institute Cargo Clauses)をセットして使用します。この英文保険証券には、国際流通性を確保するため「一切の損害でん補の責任と保険金のお支払いにつき英国の法律および慣習に従う」旨の英法準拠約款が含まれています。また、本保険には、Waiver of Subrogation Clauseが付帯されており、保険会社の運送人に対する求償権が放棄されています。

2. 保険の概要

1 外航貨物海上保険の概要

■外航貨物海上保険とは

国際引越に伴い日本と外国間または外国相互間(それに付随する国内輸送を含みます。)を船舶・航空機等で輸送される保険の対象となる引越家財(以下「貨物」といいます。)が、海上・航空・陸上輸送中に遭遇する火災・爆発、船舶またははしけの座礁・乗揚・沈没または転覆、盗難、破損等の偶然な事故によって生じた損害を補償する保険です。

2 保険金をお支払いする主な損害

①海上危険

基本的な条件にはICC(A)、(B)、(C)の3種類があり、適用される条件は原則ICC(A)となります。それぞれについて保険金をお支払いする主な損害は次表のとおりです。

主な損害の種類	保険条件		
	A	B	C
火災・爆発	○	○	○
船舶・はしけの沈没・座礁	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○
輸送用具の衝突	○	○	○
本船またははしけへの積込・荷卸中の落下による梱包1個ごとの全損	○	○	×
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所等への浸入	○	○	×
地震・噴火・雷	○	○	×
雨・雪等による濡れ	○	×	×
破損・まがり・へこみ、擦損・かぎ損	○	×	×
盗難・抜荷・不着	○	×	×
外的な要因をともなう漏出・不足	○	×	×
共同海損・救助料、投荷	△注	○	○
波ざらい	○	○	×

○・・・保険金をお支払いします。
×・・・保険金をお支払いしません。別途特約をセットしていただいた場合に保険金をお支払いします。
△注：航空機輸送の場合はICC(Air)でのお引受けとなります。その場合の保険金をお支払いする主な場合はICC(A)に準じます。(ただし、共同海損はお支払いの対象とはなりません。詳しくはICC(Air)をご確認ください。)

②戦争危険・ストライキ危険

戦争危険・ストライキ危険は、協会戦争約款(Institute War Clauses)および協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)により補償されます。

3. 保険期間

■海上危険・ストライキ危険

本保険は、保険契約で指定された地の倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具にただちに積込む目的で、引越貨物が最初に動かされた時から開始し、通常の輸送過程にある間継続し、指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所(居住建物、居住建物以外の保管場所を含みます。)に搬入された時に終了します。

ただし、最終の倉庫または保管場所に搬入される前であっても、最終荷卸港(空港)における引越貨物の航洋船舶(航空機)からの荷卸完了後60日(航空機の場合は30日)を経過した時点で終了します。

上記にかかわらず、航洋船舶(航空機)積込前もしくは荷卸後の中間倉庫での一時的保管が発生する場合は、一時保管場所に搬入されてから90日間を限度に一時的保管中も有効に継続します。中間倉庫で一時的保管が90日間を超える場合は一時保管場所に搬入されてから90日経過後に保険の効力は一旦停止し、ただちに輸送用具に積載するために荷物が動かされた時に再度有効になります(ストライキ危険は保管中は補償の対象外となります。)

ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部が引越貨物の梱包・開梱作業を請け負っている場合は、梱包・開梱作業中も保険期間は継続します。

■戦争危険

本保険は海上危険・ストライキ危険と異なり原則として貨物が陸上にある間は補償されず、貨物が航洋船舶に積込まれた時のみ開始し、最終荷卸港または荷卸地において航洋船舶から荷卸しされる時、または最終荷卸港または荷卸地に航洋船舶が到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時の、いずれか最初に起きた時に終了します。

4. 保険価額・保険金額

■保険価額は各々の引越貨物の発送時点・発送地での価値とします。このため引越貨物の購入価格から価値の減少を反映した金額となります。保険金額は引越貨物の案内書に同封したPacking Listに記載された金額をもってそれぞれの引越貨物の保険金額とします。万が一事故が発生した場合は、保険価額もしくは保険金額のいずれか低い金額を限度として保険金をお支払いします。

5. 保険料率

■海上危険料率(Marine Rate)と戦争危険・ストライキ等危険料率(War & S.R.C.C.Rate)とに分かれ、保険金額に対する割合(%)で表示されます。

■戦争危険・ストライキ等危険料率(War & S.R.C.C. Rate)は、地域の情勢によって変動することがあります。

■海上輸送される貨物については、使用される船舶が一定の要件(船種・船齢・船級等)を満たしていることを前提に海上危険料率を設定しております。したがって、実際に使用される船舶が一定の要件を満たしていない場合は、割増保険料をお支払いいただくたり、保険条件・料率を変更させていただくことがあります。

6. 満期返れい金・契約者配当金

■この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

7. 解約返れい金の有無

■ご契約を解約される場合には、**ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部**までお申し出ください。保険責任が開始した以降に解約された場合は解約返れい金はありません。

8. 保険金のお支払い

■お支払いする保険金の種類は以下のとおりとなります。

- ① 貨物に生じた損害
貨物に生じた損害に対してご契約いただいた基本条件・特別約款等にしたがって、貨物ごとにPacking Listに記載された金額を限度として保険金をお支払いします。
- ② 費用の損害
上記①のほか、次の費用に対して保険金をお支払いします。
 - ・損害防止費用 …… 損害の防止軽減のため、被保険者またはその代理人によって支出された費用
 - ・共同海損(分担額) …… 共同海損の犠牲損害または費用損害につき荷主たる被保険者が救助された自己の貨物の価額に応じて負担することになった金額
 - ・救助料 …… 第三者の任意による船舶または貨物の救助行為に対し、被救助物の所有者がその任意救助者に支払う報酬
 - ・継搬費用 …… 貨物または輸送用具に事故が発生し、輸送が途中で打ち切られた場合に、貨物を仕向地へ輸送するために適切かつ合理的に支出された費用(戦争・ストライキ危険を除きます。)
- ③ 検査費用、再梱包費用、廃棄費用、継搬費用
貨物に損害が生じた場合、ご契約いただいた基本条件・特別約款等にしたがって、合計**30万円**を限度として検査費用、再梱包費用、廃棄費用、継搬費用について保険金をお支払いします。
- ④ 誤配に関わる輸送費
誤配(積忘れ・荷卸し忘れ含む)が生じたことにより発生する輸送費について、ご契約いただいた基本条件・特別約款等にしたがって、**30万円**を限度に保険金をお支払いします。

■保険金の支払限度額

引受保険会社が、保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき保険金額を限度とします。ただし、上記②の損害防止費用、③、④については、他の損害額と合算して保険金額を超過した場合でも、これをお支払いします。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してお客さま(被保険者)にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しております。ご加入前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。この書面はご加入される外航貨物海上保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は協会貨物約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

■この保険はクーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりませんのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

■加入依頼時における注意事項(告知義務)

Packing Listには正しい内容をご記入ください。告知いただいた内容が事実と違っている場合、または事実を告知しただかなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■加入後における注意事項(通知義務)

ご加入後、Packing List記載内容に変更が生じる場合には、**ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部**までご連絡ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害について保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただく場合がありますので、十分ご注意ください。また、ご通知内容に基づき、保険料の追加もしくは返れいとなる場合もあります。

3. 解約・解除等の取扱い

■重大事由による解除のほか、**ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部**・引受保険会社いずれもが30日前の書面による通知をもって保険契約を解約・解除することができます。戦争・ストライキ危険については保険契約者・引受保険会社のいずれもが7日前(米国発着分のストライキ危険については48時間前)の通知をもって解約・解除することができます。なおすでにお支払いいただいた保険料は原則返れいしません。

4. 対象とならない貨物

以下の貨物は除外されます。

- ① 貨紙幣類、貴金属、小切手・手形等の有価証券、切手、印紙類、権利証書、各種チケット、トラベラーズチェックその他これらに類するもの
- ② 1点または1組が50万円を超過する毛皮、宝飾品、絵画・彫刻・骨董品等の芸術作品その他これらに類するもの
- ③ 自動車、オートバイ
- ④ 生動物、植物、種子
- ⑤ 生鮮食品

- ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラムその他これに類するコンピュータ用の媒体に記録されたプログラムおよびデータ
- ⑦ 記念品、手紙、コレクション、資格免状、ライセンス、稿本(本等の原稿)、設計図、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの等、価格の客観的な算定が難しく、代替品の入手が不可能なもの など

5. 保険会社破綻時等の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難になり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約にかぎります)をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ① 被保険者の故意・違法行為
 - ② しみ・虫食い、自然の消耗、劣化によって生じた滅失または損害
 - ③ 輸送開始の前までにご提出いただくPacking Listに記載のない引越貨物にかかわる損害
 - ④ 所有者が携行する引越貨物の損害
 - ⑤ 梱包または梱包準備の不十分または不適切(ただし、危険開始後に行われる場合は“被保険者もしくはその使用人”以外の者によって行われる場合を除きます。)
 - ⑥ 貨物の固有の瑕疵(かし)または性質
 - ⑦ 航海、運送の遅延に起因する損害
 - ⑧ 原子核反応または原子核の崩壊
 - ⑨ 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行
 - ⑩ 船舶もしくはははしけの不堪能、または船舶もしくはははしけが貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、被保険者が、貨物がこれらの輸送用具に積み込まれる時に、その不堪能または安全な運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
 - ⑪ コンテナまたは輸送用具が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、これらの輸送用具への積み込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積み込みの時に運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
 - ⑫ 貨物の保管中に発生したテロ行為または政治的・思想的・宗教的動機から活動する一切の者による損害
 - ⑬ 放射能汚染(ただし、核燃料以外のラジオ・アイソトープは、それが商業用、農業用、医療用、科学用またはその他の同様な平和的目的のために作られ、輸送・保管・使用される場合は除きます。)、化学兵器・生物から活動する一切の者による損害
 - ⑭ 被保険者が事業者(個人事業主を含む)である場合に、直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃によって生じた損害 など
2. 次の場合、保険のお引受けおよび保険金のお支払いができません。
引受保険会社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受ける恐れがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受ける恐れがあるとき
3. 次の損害についても保険金のお支払いができません。
 - ① コンピューターなどの精密機械において外装異常が認められない場合の電氣的・機械的な故障または変調による損害
 - ② 楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみおよび自然に発生する音律不調による損害
 - ③ 気象条件または温度の変化によって生じた滅失または損害
 - ④ 損傷の結果による格落ち損害
 - ⑤ 被保険者への引渡後180日後、または船舶もしくは航空機からの荷卸後210日間のいずれか早い時に発見された損害
 - ⑥ 外装またはラベルのみの損傷が発生した場合、外装またはラベルの取り換えに要する合理的金額を超える損害
 - ⑦ 倉庫保管中のタイ・オランダでの洪水による損害
 - ⑧ 倉庫保管中の地震による損害 など

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は協会貨物約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 取扱代理店の権限

■取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。保険契約者と取扱代理店との間でご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、保険契約者と引受保険会社との間で直接契約されたものとなります。

2. 通貨(為替)についてご注意いただきたいこと

■保険金額を外国通貨建(例えばUSドル)でご設定いただいた場合には、為替レートの変動により、お支払いする保険金の円貨換算後の金額がご契約時に比べ下回ることがありますのでご注意ください。保険金お支払い時の換算率は、保険金の金額の協定日の前日(当該日に建値がない場合には、その直近日)における三菱UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.Selling Rate)の終値となります。

3. 事故が起こった場合

- (1)事故が起こった場合は、遅滞なくヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部・海外生活支援サービス課代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、以下のような書類が必要になります。
- ①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類
 - ②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類
 - ③貨物の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類
 - ④保険の対象となる貨物であることが確認できる書類
 - ⑤公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類
- (注)事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

4. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③上記の他、①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。各引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022-808 <通話料有料>

<受付時間>
平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

<インターネットホームページアドレス>
(<https://www.sompo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

6. 個人情報の取扱いに関する事項

各引受保険会社(海外にあるグループ会社含む)は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等(いずれも海外にあるものを含む)に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金くまたは「保険金・給付金」と記載の支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、各保険会社グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③各引受保険会社と各保険会社のグループ企業との間または各保険会社と各引受保険会社のグループ企業の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④再保険引受会社における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供すること
 - ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
- 各引受保険会社のグループ企業の範囲および提携先企業等の一覧、各引受保険会社のグループ企業内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの案内、各保険会社(および各引受保険会社のグループ企業)における個人情報の取扱いについては各保険会社のホームページをご参照ください。

7. 保険料と払込方法について

■保険料は保険金額に保険料率を乗じて算出されます。お申込み1件あたりの最低保険料は3,000円です。また、保険金額を外国通貨建とする契約でも3,000円相当の最低保険料を通貨ごとに各引受保険会社が定めています。

■保険料の払込方法については、各引受保険会社が、運送業者であるヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部より保険料を領収します。被保険者はヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部との間で保険料相当額を精算いただくこととなります。

8. ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部・海外生活支援サービス課代理店相談・連絡窓口

貨物事故に関する窓口は配達担当店で承ります。ご契約内容の詳細に関するお問い合わせは、以下の窓口で承ります。

【窓口：ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部・海外生活支援サービス課代理店】

(日本から海外へ引越されるお客さま)

0120-593-125

(海外から日本へ引越されるお客さま)

0120-804-814

受付時間(日本時間)

平日 午前9時～午後5時

土日祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

<メールアドレス>

(kaigaihikkoshi-ins@y-logi.com)

9. ご加入内容の確認について

この説明書はご加入いただく外航貨物海上保険の内容を記載したものです。十分ご確認のうえ、ご不明な点等がございましたら、ご加入前に取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入にあたっては、外航貨物海上保険の内容および加入依頼票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、ご加入内容をよくご確認ください。

10. 引受保険会社等の相談・連絡窓口◆おかけ間違いにご注意ください。

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金お支払担当の部署へお取次ぎさせていただく場合がございます。

□【窓口：損害保険ジャパン株式会社】

(承認番号 SJ20-16158)
(2021年3月3日承認)

03-3231-4152

受付時間

平日 午前9時～午後5時

土日祝日 午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

<公式ウェブサイト> (<https://www.sompo-japan.co.jp/>)

□【窓口：東京海上日動火災保険株式会社】(承認番号21-T-1413J)

(2021年3月承認)



0120-650-350

*携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

受付時間

平日 午前9時～午後5時

土日祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

<インターネットホームページアドレス> (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

□【窓口：三井住友海上火災保険株式会社】(承認番号A20-102646)

(2021年2月承認)



0120-632-277

受付時間

平日 午前9時～午後8時

土日祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

<インターネットホームページアドレス> (<https://www.ms-ins.com/>)

□【窓口：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社】(承認番号A20-102693)

(2022年3月31日期日)



0120-721-101

受付時間

平日 午前9時～午後5時

※土・日・祝日および年末年始を除きます。

<インターネットホームページアドレス> (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)

■再委託制度のご説明(あいおいニッセイ同和損害保険を窓口とするご契約のみに適用)

あいおいニッセイ同和損害保険を窓口とするご契約については三井住友海上を引受保険会社とし、あいおいニッセイ同和損保が販売受託会社として損害保険商品をご提供します。ご不明な点につきましては、代理店・扱者またはあいおいニッセイ同和損保までお問い合わせください。お客さまが販売受託会社または販売受託会社の代理店・扱者にお申し込みいただいた保険契約の引受保険会社は三井住友海上となり、保険証券は三井住友海上から発行されます。また、約款についても三井住友海上のものとなり、ご契約後、保険証券とともにお届けします。代理店は、引受保険会社から委託を受けた販売受託会社との委託契約書に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■保険会社の選定について

保険会社を選定するのは、本保険の契約者であるヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部であり、仕向地毎に、ヤマト運輸株式会社 グローバルSCM事業本部・海外生活支援サービス課代理店が保険会社を選定しております。